

## 西脇商工会議所会報「商工にしわき」広告同封に関する利用規程

### (目的)

第1条 西脇商工会議所会報「商工にしわき」広告(チラシ)同封サービスは、西脇商工会議所(以下「当所」という。)が発刊する会報誌「商工にしわき」に、会員の販売促進等に係るチラシ等を同封し、当所会員に周知を図ることで、相互の経営の発展に資することを目的とする。

### (種類)

第2条 本広告掲載の種類は、折込チラシとする。

### (利用の制限)

第3条 本広告同封サービスを利用できるチラシ等は、責任の所在や掲載内容が明確であり、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 公序良俗に反しないこと。
- (2) 関係法規に違反しないこと。
- (3) 誤解を与える恐れがないこと。
- (4) その他、本広告掲載利用上不適当と認められること。

### (利用の停止)

第4条 前条に反する、あるいはその他の理由により不適当と認められる場合、本広告同封サービスは履行しない。

### (責任の帰属)

第5条 同封広報物の内容に関する全責任は申込事業所が負うものとする。また、広報物には必ず問い合わせ先を明記するものとする。

### (利用料金)

第6条 本広告掲載の利用料金は、下記の定めのとおりとする。

- (1) 1回のみ申し込み
  - ア) A4・B5版 (1枚) 21,000円(税込)
  - イ) A3・B4版 (1枚) 31,500円(税込)
  - イ) の場合はA4サイズ以下に折った状態で納品すること。

### (利用料の納入)

第7条 当該サービスの利用料の納入は、原則として同封広報物の納品と同時とする。

### (申込み手続き)

第8条 本広告掲載を希望する者は、所定の申込書及び次に掲げる書類等を発行月の前月15日までに当所に提出することとします。

折込チラシの場合は、本広告掲載の原案、またはその内容がわかるもの及び折込物のサンプル。

### (折込チラシの納品)

第9条 折込チラシは、当所が指定する部数を各自用意し、発行月の前月末日までに当所に納品する。残部が発生した場合は原則として返却しません。なお、当所の会報誌は奇数月(1・3・5・7・9・11月)の15日発刊としておりますが、諸般の事情等により配布が遅れる場合があります。

付則 本サービスは、平成22年1月1日より実施する。